ねんきんコーナー

には再度申請が必要です 以前、申請した方も、毎年4月 【学生納付特例申請手続き】

場合、 学生の方は一般的に所得が少ない 被保険者となり、保険料の納付が あります。 予される「学生納付特例制度」が ため、本人の所得が一定額以下の 義務づけられています。しかし、 20歳になったときから国民年金の 日本国内に住むすべての方は、 国民年金保険料の納付が猶

どで、本人の前年所得が次の計算 対象となります。 校及び各種学校(修業年限1年以 式で計算した額以下である場合に 上である課程) に在学する学生な 高等学校、高等専門学校、専修学 規定する大学(大学院)、短期大学、 対象となる方は、学校教育法に

×38万円) +社会保険料控除など 118万円+(扶養親族などの数

ません。 め、本人以外の家族の所得は問い 申請者本人のみの所得をみるた

めには、 また、 老齢基礎年金を受けるた 原則として保険料の納付

> す。 れません。 額の計算対象となる期間には含ま 礎年金の受給資格期間に含まれま 例の承認を受けた期間は、 25年以上必要ですが、学生納付特 済期間(保険料免除期間を含む)が ただし、 老齢基礎年金の年金 老齢基

に含まれます。 を受けていれば、その期間は、 礎年金の支給要件となる対象期間 険料納付済期間と同様に、 なお、学生納付特例制度の承認 障害基 保

・申請書の提出先

から、 よく確認してください。 を受けている必要がありますので、 どが学生納付特例事務法人の指定 を行うためには、在学する大学な した。大学などの窓口で申請手続 も申請手続ができるようになりま の窓口です。また、平成20年4月 役場年金担当または年金事務所 在学する大学などの窓口で

申請に必要な添付資料

- 年金手帳
- 学生などであることを証明する などの写し) 書類(在学証明書または学生証
- 前年所得の状況を明らかにする

手続きを行ってください。

んので、役場または年金事務所で

認できる場合は不要 ことができる書類(住所地で確

者証、 場合は、退職(失業)したことを 退職(失業)した人が申請を行う などの写し 確認できる書類 雇用保険被保険者離職票 (雇用保険受給

※申請が遅れると、 ますので、 害について、 じた不慮の事故や病気による障 けることができない場合もあり ご注意ください。 障害基礎年金を受 申請日前に生

る書類の添付は必要ありません。 申請することができます。この場 り、平成26年度の学生納付特例を 事項を記入して返送することによ 書(ハガキ)が送付されます。必要 認を受け、平成26年度も在学予定 13 である方には、学生納付特例申請 から翌年3月までとなります。 ガキで申請することはできませ 変更がある方については、この 平成25年度に学生納付特例の 学生納付特例の承認期間は ただし、在学している学校など 学生などであることを証明す 4 承 月

年金相談」のご案内

ります。 付きの身分証明書が必要とな 年金相談を行っています。 め、運転免許証などの顔写真 所では、3カ月に1度、 (年金証書) や、本人確認のた なお、 日本年金機構幡多年金事務 相談には、年金手帳 出張

日時 状が必要となります。 れる場合は、本人からの委任 また、代理人の方が相談さ 4月17日(木) 午前10時~正午 午後1時~午後3時

場所

黒潮町役場 佐賀支所

町民室(1階

○お問い合わ 本庁 住民課 住基戸籍係 黒潮町役場 せ

総合窓口第2係 55-3701 (直通

[本年金機構 幡多年金事務所 34-16 16

日